

第11回計画策定等に関するワーキンググループ

開催日時：令和5年7月19日（水）17：00～18：14

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔ワーキンググループ〕 勢一智子座長（司会）、足立泰美構成員、磯部哲構成員、大橋真由美構成員、金崎健太郎構成員、原田大樹構成員

〔政府〕 恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

- （1）今後の計画策定等の見直しに係る具体的な進め方について
 - （2）目標設定について
-

恩田馨内閣府地方分権改革推進室長及び坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官から議事に関する説明があり、その後、質疑応答が行われた。

（金崎構成員） 資料1について、新しく計画が追加されたことで、内容や手続が増えたケースは理解できた。逆に既存計画で内容や手続のみが増えたケースというのは、例えばどういう形で内容や手続が増えているのか、事例をお示しいただきたい。

また、近々終期を迎える30計画について議論するという話だが、資料1の10ページにおいて、今年度、令和5年度末に17計画、令和5年中を含めると25の計画が終期を迎える。これらの計画の見直しに係る議論の方針をお伺いしたい。

（坂本参事官） 既存計画の見直しによって内容や手続の条項が増えた例として、8ページの活性化計画については、記載事項の追加に伴い、内容、手続の条項が大幅に増加した。

10ページの今後終期を迎える計画については、国や地方の計画に係る事務スケジュールを踏まえると、今年度中に終期を迎えるものを今年度の見直し対象とするのは現実的ではないことから、まずは、令和6年度及び7年度に終期を迎えるものについて着手していきたい。

（足立構成員） 資料1の11ページでは、計画策定等に関する調査の結果、総合計画への記載が可能と回答されたものは、都道府県が策定主体のものは61%、市町村が作成主体のものは53%と、かなり大きな数値である一方で、残り半分は可能ではないという見方もできる。各府省から、こういった要素があれば入れ込むのは可能、または、この要素があると入れ込むのは難しい等の意見があるか。

（坂本参事官） あくまで現在は総合計画への記載が可能かどうかを確認した段階であり、各府省からの回答に対して、その詳細な理由までは深掘りしていない。今後、各府省と連携しながら具体的見直しを行う際は、総合計画への記載の可否に加え、他計画との一体的な策定が可能かという観点も踏まえながら議論を行う。総論的に全体に網をかけるのではなく、個々の計画において、どういった見直しが可能かという観点で、各府省と

連携して見直していきたい。

(足立構成員) 単に総合計画に記載するだけでは仕事量は変わらないため、入れ込んだ後に、地方公共団体がどこまで業務が削減できるのかについても考慮に入れていただきたい。以前のヒアリングで、神戸市の例として、膨大な資料が数ページで収まったという事例が挙げられた。こういったものが効果としてみなせるものだろう。

(坂本参事官) 総合計画と一体的に策定可能かというのはあくまで手段として捉えており、地方公共団体の業務量の削減、効率的な計画行政を目的として、取るべき手法を研究していきたい。

(勢一座長) 確かに総合計画への記載の可否は、あくまで各府省への調査・照会で上がってきたもののため、実際に地方公共団体にとって望ましいものであるかは、今後精査が必要。

総合計画への記載が可能でないと示された計画については、どのような要素が含まれるかという視点は非常に重要である。それらを丁寧に確認していくと、幾つかのパターンがあるのではないか。パターンを類型化できれば、地方公共団体にとって、策定する計画の関係性の整理が可能となるほか、今後の見通しを立てることもつながる。国にとっても、計画の体系を意識できるようになる等、新しい知見になるのではないか。今後、資料2で示されている令和6年度・7年度終期の計画に対応いただく中で、知見を蓄積し、分権室においても確認いただきたい。行政計画は多様で、ひとつくりに把握するのは簡単ではないが、こうしたプロセスは重要であろう。

また、令和5年度終期となる計画への対応について、タイミング的に間に合わないのも理解できるが、既にナビゲーション・ガイドと閣議決定があることを踏まえ、それらに沿って可能な対応をお願いしたい。

(原田構成員) 総合計画への記載可否については、そもそも策定の単位が市町村や都道府県ではなく、より狭い単位のもの、あるいは事業者と共同で計画するものが一定程度ある。他方で、農業委員会や市町村内の別の部局が策定するため又は総合計画に入れ込むのはふさわしくないためといった理由もある。策定主体が違うのであれば、一体策定できないというのは理解できるが、それ以外の理由については厳しく精査する必要があるのではないか。

計画の数を減らすこと自体は難しいことであるため、まずは、総合計画に記載できるようにすることを入口にして、将来的には、総合計画への記載による業務の効率化を図るべき。そもそも地方公共団体の総合計画は地方公共団体の判断が優先されるべきであるにもかかわらず、総合計画への記載はできないと各府省が主張するのであれば、相応の理由が必要であることを正面切って指摘すべきではないか。

(勢一座長) 原田構成員御指摘の資料3の策定主体については、メルクマールとして上がってくるのだろう。

個別策定が望ましい理由については、理由としてふさわしいか精査が必要と考える。

(磯部構成員) 原田構成員がおっしゃるとおり、個人の権利義務を直接変更させるため、費用負担に関わるためといった理由は納得しづらい。理由を精査する必要がある。

猪瀬議員が計画関係について取り上げてくれたのもありがたいが、議員立法においても計画等の策定の必要性について考慮していただくためにも、議員立法の在り方にもいつか切り込みたいという気持ちにさせられた。

話は変わるが、資料1の条項数の数え方について御教示いただきたい。例えば、7ページにある感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定される予防計画は、内容や手続について書くべき内容は多くある。手続についても協議会をつくるだけではなく、市町村とも連絡調整するよう規定されていたが、どういう場合にプラス1というまとまりで数えられているのか。

(坂本参事官) 本調査においては、あくまで第何項という条項までしか確認しておらず、条項数でカウントしている。おっしゃるとおり、その下の号ベースでいけば具体的な規定数はより多くあると思われる。

(磯部構成員) 足立構成員の御指摘とも通底するが、地方公共団体にとって具体的にどのような負担になっているか。プラス1ならまあいいかという印象であっても、二桁になると目立つ、といった数字による印象もあり、カウントの方法については工夫する余地がある。

(勢一座長) 計画策定の状況を数値で把握するのは難しく、分権室の中で編み出した方法が条項数を数えることであった。確かに御指摘のとおり、条項としては1つの増加であっても、その条項の中に多くの内容が入っていれば、実際はより大きい負担が生じている。量から質へと視点を変えて見ていかなければならない。

条文を比較し、具体的に何が増えていて、それらがどの程度負担が重いのが論点になるであろう。

(大橋構成員) 今後の話として、計画自体はなくさない場合でも、例えば共同策定を進めること、また、期間が必要以上に短いものは長くしていただくことも、地方公共団体の事務負担の削減につながる。

例えば、資料1の1ページ目で、共同策定が可能とされているのは全体の半分近くの238とあるが、残りについては共同策定を可能とする仕組みを導入できるのか、法律上は共同策定が可能とされているものはどの程度共同策定が進んでいるか、また、期間の延長や自由化についても調査することで、より立体的に計画策定の在り方の効率化に切り込んでいけるのではないか。

(勢一座長) 確かに、総合計画に記載するのと併せて共同策定・一体策定することや、期間の延長・自由化は推奨していただきたい。新規以外の計画の中で、例えば共同策定ができるといった記載が追加されたもの、または期間の縛りがなくなった等の手続に関するものも含まれるのか。新たな条項の増加については、単に地方公共団体の負担を増やすものとイメージしていたが、共同策定ができることを明文化したために増加している

場合もある。

(足立構成員) 大橋構成員と勢一座長が御指摘の共同策定や期間についてはナビゲーション・ガイドで示されており、資料4において確認すべき点がよく整理されている。資料4の利活用についてはどうお考えか。

(坂本参事官) ナビゲーション・ガイドは閣議決定し、各府省にも周知したところ。今年度既存計画の見直しを依頼するに当たって、このガイドとともに資料4の確認項目一覧を頭につけることを考えている。資料4により、まずはナビゲーション・ガイドを概観して全体像を把握していただき、検討すべき事項を、念頭に入れていただきたい。

(勢一座長) 資料4は、ナビゲーション・ガイドのエッセンスを抜き出して一覧性を高めたものであり、各府省の担当者に地方に対する計画の形について最初のイメージをつかんでいただくために、ナビゲーション・ガイドと併せて活用してもらおう位置づけであると承知している。

(金崎構成員) 資料6について、確かに物事を進めていく際は、目標を設定し進捗を管理するのは有効である。そのうえで、現在我々が把握しているのは資料1の調査結果だが、法令によるものの条項数のみがカウントされており、政省令や通知で計画を求めているものは含まれないことを踏まえると、必ずしも地方公共団体の労力を表す最適な指標とは言えない。これをもって目標数値とするのは難しいのではないか。

事務局としては、数値目標として考える候補は、資料1の数値しかないという認識か。

(坂本参事官) 数字としては、御指摘の条項数のほか、今年度見直す予定のものは30計画というように、計画数ベースで目標設定することもできるが、数値ありきというよりも個々具体的見直しについて各府省と連携して取り組み、その成果を横展開する方法で進めたい。

(恩田室長) 今回、一つの尺度として条項数をお示ししたが、確かに、条項数の変化によって、地方公共団体の負担がどう減るかというのは、わからない。ナビゲーション・ガイドを契機に、地方公共団体が、計画策定に当たって効率的なやり方を工夫いただき、計画策定における負担軽減につながる事が一つの目標だと考えている。

地方公共団体の意識調査を行い、例えば3年後にナビゲーション・ガイドによって計画策定に係る作業負担が減ったという回答を多くいただくことができれば、一つの成果になると考える。

本日たくさん御指摘いただいている総合計画については、実際のところ、市町村や都道府県によって、ボリュームのある細かいものから、骨子だけのものというように、かなり差がある。その中で、例えば骨子だけの総合計画に他の計画を入れ込む作業をすると、逆に総合計画の見直しがうまく進まない可能性もある。そのため、分権室としては、例えば総合計画が詳細に展開されている事例をリサーチし、その中で一体策定ができる計画を含んでいると考えられるようなものがあれば、それを横展開をするなどの方策を考えていきたい。

是非、委員の皆様からも、計画の良例があれば紹介いただきたい。

(勢一座長) 現在、総合計画には策定義務もなく、地方公共団体側が使いたいように使う位置付けになっている。今回の計画策定の議論を通じて活用可能性があることも分かったため、実例を見ながらの方が、各府省との計画の見直しに係る議論も捗るだろう。

(磯部構成員) 優良事例を集めて公表するというのは、もともとナビゲーション・ガイドの中で予定していた方法である。とにかく優良な事例があれば、片っ端から情報共有するといった機動的な運用をお願いしたい。

見直しについては、524条項全てを一度は見直しをする予定なのか。また、新たな計画の策定を義務付けるものについては、全てナビゲーション・ガイドに合致しているか確認するのか。

(坂本参事官) ナビゲーション・ガイドにおいては、各府省が地方公共団体に新規の計画策定等を求める場合は、可能な限り早期に内閣府や地方六団体に情報提供し了承を得ることを求めている。そもそも各府省においてナビゲーション・ガイドを基に検討いただく前提である。分権室としては、ナビゲーション・ガイドに沿った検討がされているか、確認や見直しの支援を行っていききたい。

既存計画についても、まずは令和6年度、7年度に終期を迎える国の計画等にターゲットを絞り、ナビゲーション・ガイドに沿った見直しを行ってもらおう。

(磯部構成員) 毎年順次見直していくため、いずれは全件確認できるということか。

(坂本参事官) 然り。

(金崎構成員) ナビゲーション・ガイド自体は新規の計画に適用するという整理と認識しているが、既存の計画は、今後見直しや更新の際に、新規計画とみなしてナビゲーション・ガイドを適用するというのであれば、何をベースに進捗管理していくかが問題となる。法律に基づく計画だけをカウントしたのが現在の524であるが、今後、524という数字をベースにしてよいのか。同様の数字、調査結果を今後も出していくとすると、524という数字の取扱には、少し整理が必要であろう。

(坂本参事官) 現状、調査結果として、計画について条項数ベースでの変化を経年で毎年調査をしているところ。一方で、昨年12月決定の改革工程表では、KPIを設けており、新設された計画数から、廃止した計画数と一体的策定等の条文化による減少可能な計画数を引いた数が0以下とするというものである。これらを踏まえ、こういったものを指標とするか検討する必要がある。

(足立構成員) 資料5の4ページの別表に環境法令のみに限った一覧として、一体策定、または共同策定が可能な計画等の名称や法律が記載されている。例えば公害防止計画は一体策定が可能とあるところ、地方公共団体で検討した結果、一体策定が行われた場合、公害防止計画がほかの計画に取り込まれたとみなして、カウントを1減らせるのではないか。これを成果と捉えることもできるのではないか。

(坂本参事官) 各府省が示す一体策定可能等の解釈をもって地方公共団体でどのような運

用がなされるかについては、地方公共団体の状況も確認しながら、どういったことが成果として把握できるか検討していきたい。

(勢一座長) 今数字として把握している524条項は、あくまでも法律で計画策定が定められているものであり、一体策定、共同策定可能とされたことだけでは、実態的に地方公共団体の負担がなくなったとはいえず、カウントも減らせない。

例えば、仮に公害防止計画について、多くの地方公共団体が一体策定を行うことで、実質的に、個別に計画を策定しなくなったということをもって環境基本法を改正して計画策定規定がなくなれば、制度的に担保されたといえるが、この場合は何をもって成果と見るかが難しい。

今回は、環境省から資料の5-2、体系図を作って提供していただいた。非常にありがたい資料になっており、環境省にもお礼を申し上げたい。

それでは、以上をもって、本日のワーキンググループを終了する。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)